

意匠分類記号	意匠分類の名称
L4-3200	壁

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
L4-320	全	壁
L4-3210	全	壁構成部材
L4-3211	一	カーテンウォール
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
L3-2029	住宅衛生設備室構成体	
L4-6220	窓及び枠付き窓	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
壁体	カーテンウォール	
定義		
<p>建物の壁面を形成するもので、室等に区分けされた空間に相当する単位、または、いくつか分割された程度の単位のもの。強度をもたすための構造がないものも含む。</p> <p>同一のもの等を多数配列するものであっても、ビル壁面を構成する窓用の開口部を有するパネル(=カーテンウォール)はここに分類する。</p> <p>組立式冷蔵庫、温蔵庫等に用いられるものを含む。</p> <p>可動または簡易に設置する間仕切り壁(L4-611)は除く。</p> <p>壁コーナー部分に配置されるもので、壁板(L6)を単に接続した程度のもの(L6)は除く。</p>		
L4-3200 登録1030457号 壁用パネル 	L4-3200 登録1145439号 建物用壁体 	L4-3200 登録1166785号 建物用窓枠 
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
壁板(L6-130)を除く。間仕切り除く。 【「壁」と「壁板」との区別】 壁 = 壁面・特定壁構造の全部又は大部分をそれのみで構成するためのもの。 窓、ドア、カウンター等、他の機能を有する構成が一体になっているもの。 壁板 = 多数枚並べて壁面を構成するためのもの。		
過去に分類した物品の名称		